

# 市町村の消防の広域化

— 強くなる地域の消防力 —

総務省消防庁  
消防広域化推進本部

平成24年2月

## 1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に突入

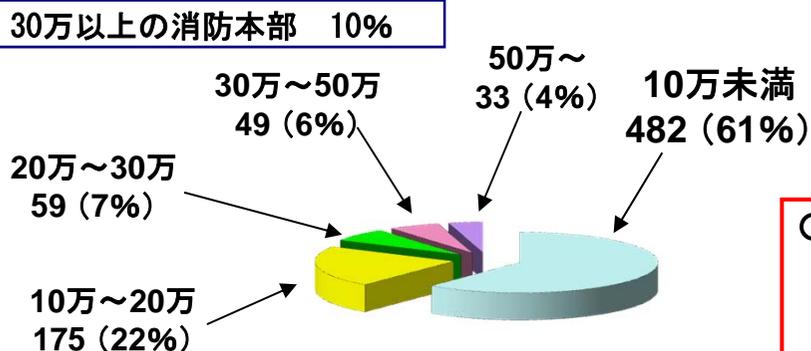
(参考) 人口推計(出典「国立社会保障・人口問題研究所(中位推計)」)  
 平成22年：総人口1.28億人(高齢化率23.0%) → 平成42年：1.167(31.6)  
 → 平成72年：0.87(39.9)

- ◎消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

## 2 消防本部の現状

- 従前から(平成6年～)市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少  
 H3 936 → H6 931 → H12 907 → H19 807 → H23 798
- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在

……管轄人口規模別消防本部数(平成23年4月1日現在)……



### ○小規模消防本部の課題(一般的なものを例示)

- ・出勤要員に余裕がなく初動対応も必要最小限であり、2次出動以降の対応も不十分
- ・火災原因調査や立入検査といった、予防分野で専門的な人材の養成・確保が困難
- ・財政規模が小さく、はしご車や救助工作車等の高度な車両・資機材の導入が困難
- ・人事ローテーションを設定しにくく、職務経験が不足し、年齢構成も不均衡

## 3 現行の消防広域化の推進スキーム

平成18年6月「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行

### ○広域化の趣旨

広域化は、消防体制の整備及び確立を図るために行うものであり、消防署所や職員の数を減らすことなく、消防力を総合的に向上させていくもの

### ○広域化の定義

2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

### ※広域化の主なメリット

- ①住民サービスの向上
- ②消防体制の効率化
- ③消防体制の基盤の強化

平成18年7月「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示  
 「消防広域化推進本部(本部長:消防庁長官)」の設置

- ・消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。
- ・遅くとも平成19年度中には、都道府県は推進計画を策定。
- ・推進計画策定後、5年度以内(24年度まで)を目途に広域化を実現。

平成19年度 都道府県による「消防広域化推進計画」の策定

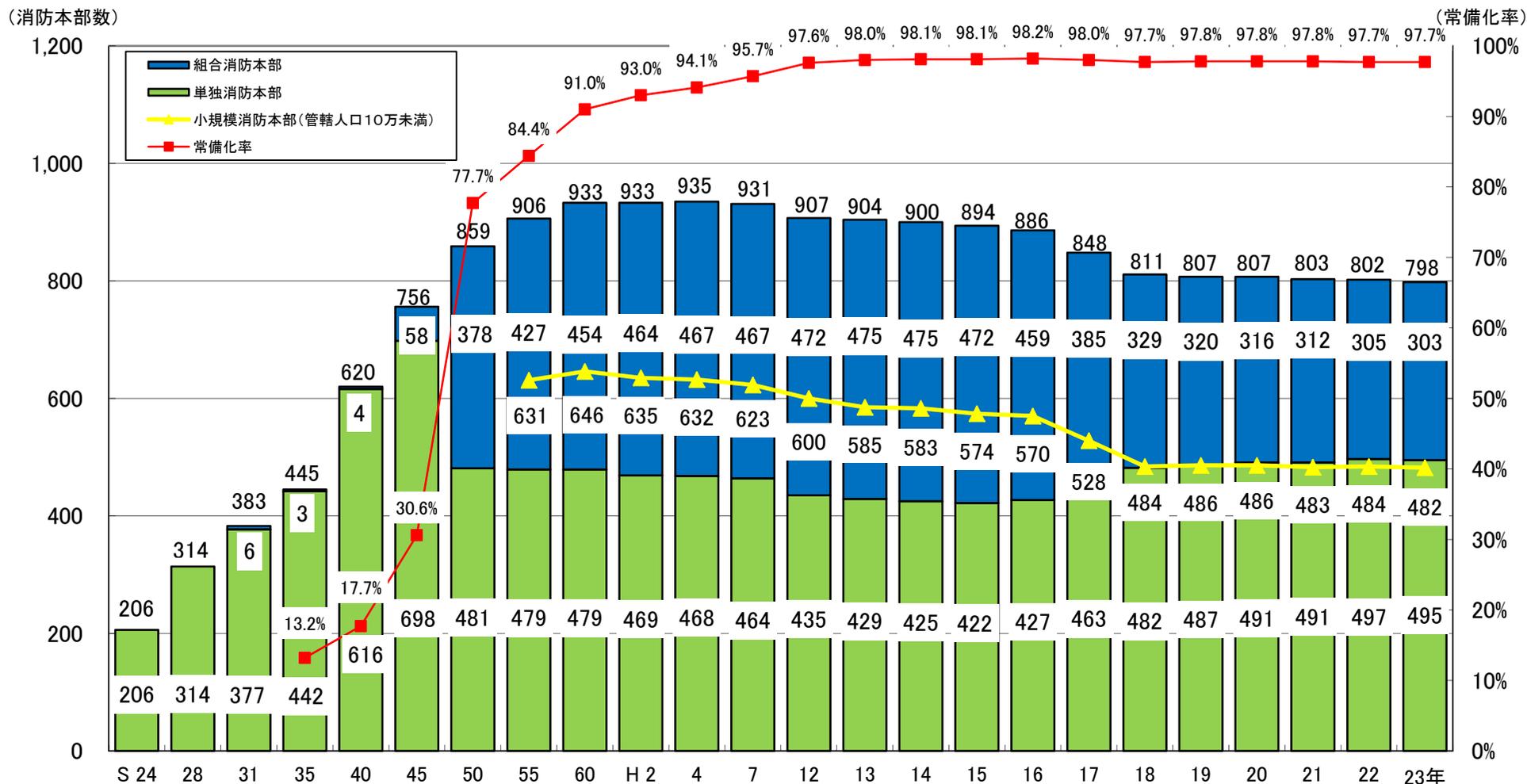
- ・協議機関の設置等、関係者のコンセンサスの形成
- ・消防の現況及び将来の見通し・広域化対象市町村の組合せ
- ・広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本事項 等

平成20年度～  
 広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成

- ・広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ・消防本部の位置及び名称の決定
- ・市町村の防災関係機関相互間の連携の確保 等

平成24年度末(推進計画策定後5年度以内)  
 消防の広域化の実現

# 消防本部数と常備化率



(備考1)「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成 (備考2)平成3年10月1日現在:936消防本部(過去最多)

東京都:○利島村 ○新島村 ○神津島村 ○御蔵島村 ○青ヶ島村 ○小笠原村

(平成24年2月1日現在)

神奈川県:清川村 富山県:舟橋村 奈良県:野迫川村 和歌山県:太地村、北山村 大阪府:能勢町 徳島県:勝浦町、上勝町、佐那河内村 香川県:○直島町

宮崎県:西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町 鹿児島県:○三島村 ○十島村

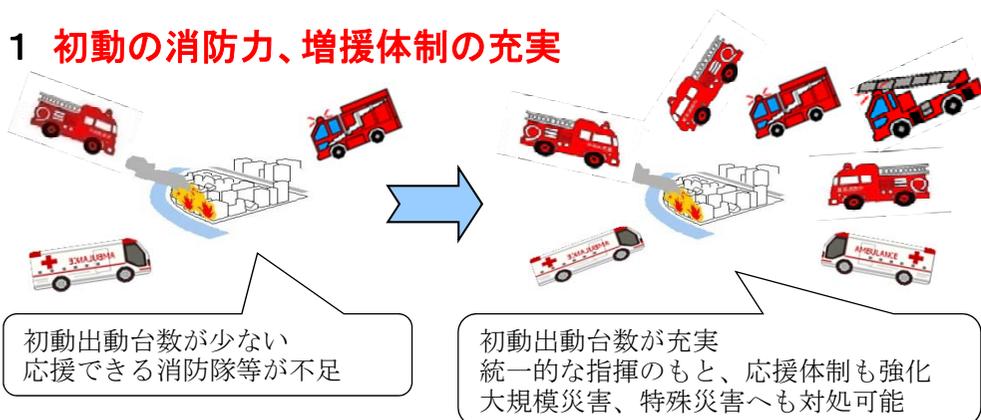
沖縄県:○伊江村 ○渡嘉敷村 ○座間味村 ○粟国村 ○渡名喜村 ○南大東村 ○北大東村 ○伊平屋村 ○伊是名村 ○多良間村 ○与那国町 ○竹富町

※ ○は、島を示す(21町村)

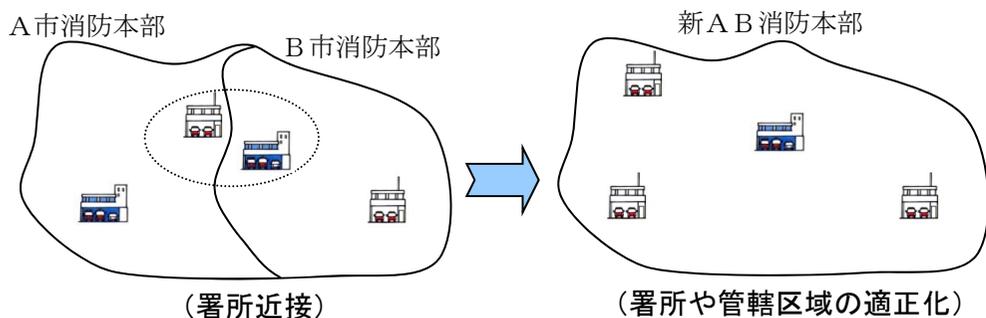
# 広域化により期待できるメリット

## ① 住民サービスの向上

### 1 初動の消防力、増援体制の充実



### 2 現場到着時間の短縮



### <初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 広域前の4消防本部が各々、消防隊2隊～5隊、救急隊1隊～3隊を有しており、消防力が不足した場合は非番招集で対応していたが、広域化後は、一次で出動できる消防隊は16隊、救急隊は12隊となり、大規模火災・多数傷病者事故等への対応力が強化された。(佐賀広域消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した出動事案(火災・救急・救助等)は、災害発生地点の直近署所から出動するので、現場到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 消防団員のサラリーマン化が進んでいる現状から、常備消防の初動体制の強化が必要であった。広域化により、火災をはじめとした災害出動車両が、2～3台から5～6台へと強化され、消防力の充実を図ることができた。(乙訓消防組合消防本部)

### (例)富良野広域連合消防本部の災害初動体制の強化

- 広域化に伴う、建物火災(第一出動)時の出動車両数の見直し状況

出動車両台数	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
火災発生地		
上富良野町	3	4
中富良野町	2	3
富良野市	2	4
南富良野町	1	3
占冠村	1	3

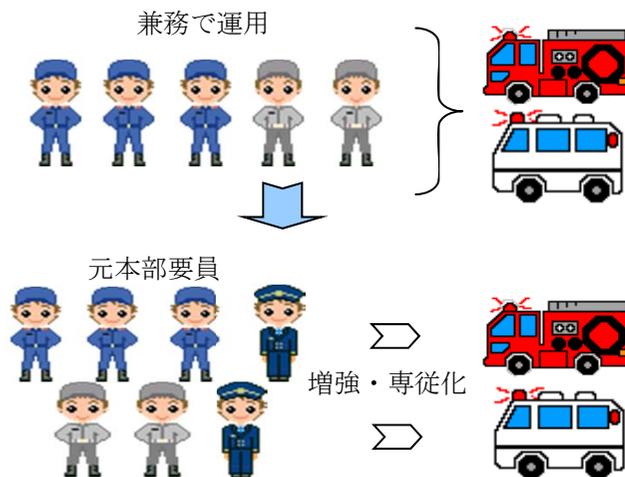
### (例)愛知県で行ったシミュレーション

- 消防本部の広域化に伴う、消防本部からの到達面積の増加状況

圏域	5分未満到達面積(km <sup>2</sup> )	10分未満到達面積(km <sup>2</sup> )
広域行政圏	+16	+331
二次救急医療圏	+19	+400
推進計画の組合せ	+21	+405

## ② 人員配備の効率化と充実

### 1 現場要員の増強



### 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



### <現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 内部管理部門の人員を統合前の27人から21人に減員した。このことにより余剰となった6人の本部職員を署に配置し、消防隊等編成の強化と初動及び出動態勢の強化が可能となった。(菊池広域連合消防本部)
- 消防本部の事務集約により、本部職員を効率的に配置することによって、警防要員を増員し、消防力の強化を図ることができた。また、広域再編前の職員数から増員することなく、新たに分署(配置人員20人)を設置した。(佐賀広域消防局)
- 広域化前は、消防隊の中隊長が消防活動と指揮活動を兼務していたが、広域化後は指揮隊を専任化し、中隊長は消防活動に専念する体制とすることができた。また、新たに特別救助隊を設置した。(湖北地域消防本部)

### (例) 佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域再編に併せて分署の新設や署所の適正配置を行った例



### (例) 久留米広域消防本部(福岡県)

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置

(広域化前)	久留米市 消防本部	県南広域 消防本部	久留米広域 消防本部	人員の 再配置効果
本部要員	28名	11名	35名(△4)	11名
通信指令要員	13名	13名	19名(△7)	

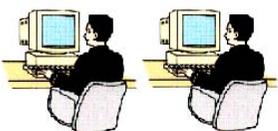
### ③ 消防体制の基盤の強化

#### 1 高度な消防設備、施設等の整備

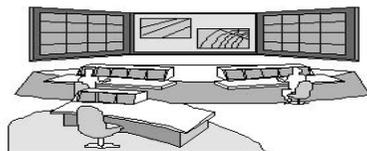


必要最小限の車両を整備

特殊車両等を計画的に増強整備可能

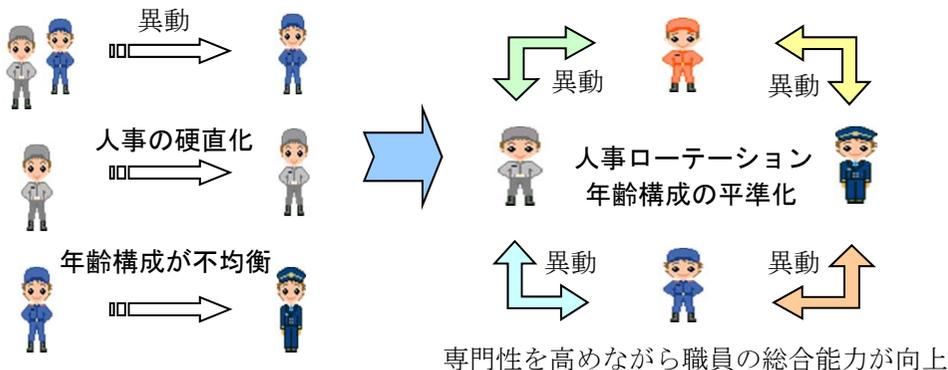


個別に小規模な設備を整備



高機能な設備を一元的に整備可能

#### 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



#### <高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 広域化後、類似車両を削減し、その代替えに最新鋭の車両を新規に導入・整備していく方針へ切り換えることができた。(湖北地域消防本部)
- 広域化前は1本部1署体制であったため、ある程度の人事の硬直は避けられない事情があったが、広域化後は徐々にではあるが、人事異動を行うことが可能となり、職員の意識及び士気の高揚等、組織の活性化が図られた。(菊池広域連合消防本部)
- 119番の発信地表示、地図検索システム、災害対応隊編成の自動化などのOA化が進み、現場到着時間の短縮をはじめとする消防隊、救急隊の効率的な運用が図られた。(松本広域消防局)

#### (例)乙訓消防組合消防本部(京都府)

2市1町の指令装置(I型)は、ともに老朽化が進み、個々に更新整備を図ると、多額の経費負担が生じるが、一元化整備(II型)することにより、通信指令勤務の効率化と高度化に合わせ、経費削減を図ることができた。

整備費 346,000千円



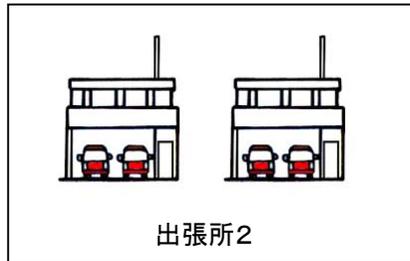
#### (例)松本広域消防局(長野県)

##### ○ 人事異動・派遣研修の充実

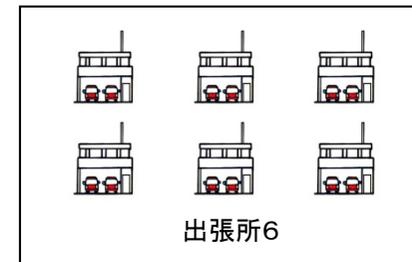
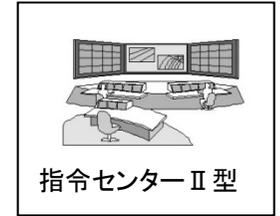
- 1 組織全体で人事異動を実施できるようになったことから、各署所の年齢構成が平準化し、適材適所の職員配置が可能となり、職員の職務意欲及び士気の高揚が図られた。
- 2 各種訓練要領の統一により災害現場における活動能力の向上や、消防大学校、県消防学校などへの派遣研修体制が一層充実した。

# 管轄人口10万人、30万人の消防本部のイメージ

## 管轄人口10万人の消防本部イメージ



## 管轄人口30万人の消防本部イメージ

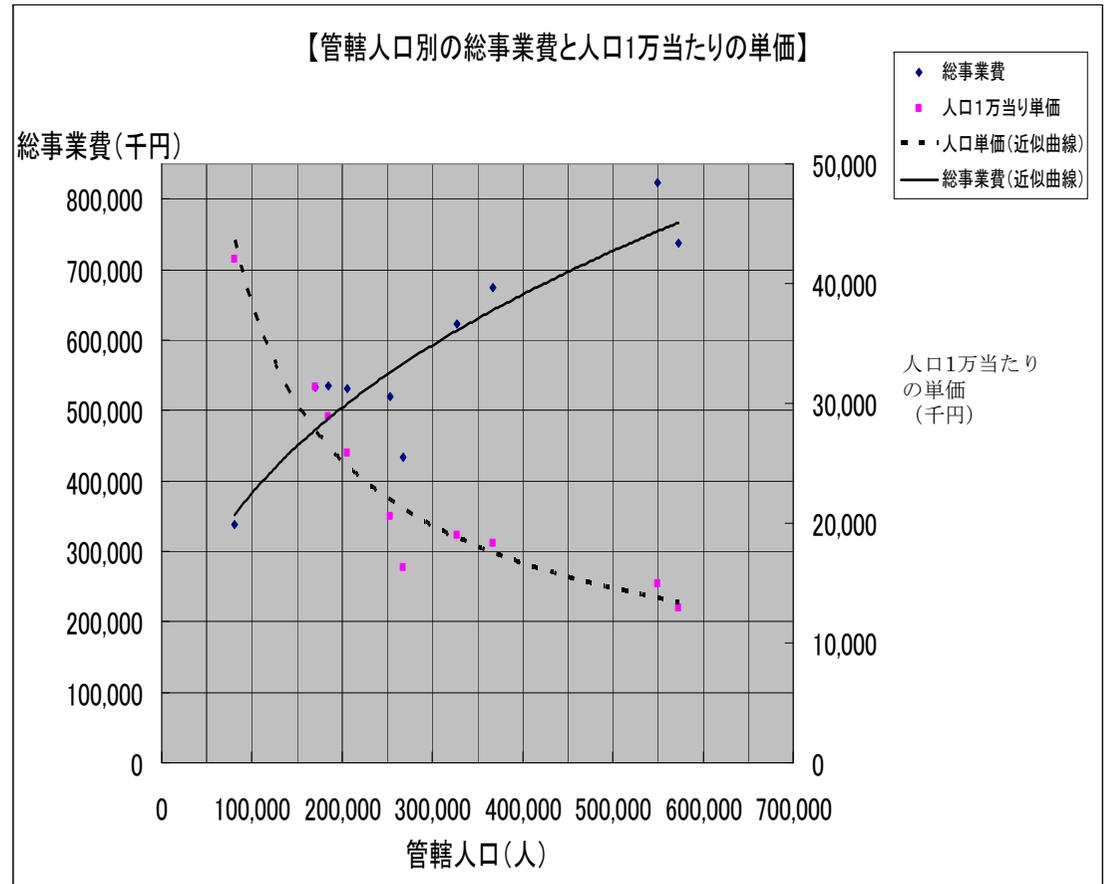


# 消防指令センターの管轄人口別運営状況

## 1 高機能消防指令センターの導入例(平成18年度国庫補助事業より)

通例、管轄人口10万から30万までの区分で導入している高機能消防指令センターのⅡ型は、機能の差もあるが、人口の規模に関係なく、おおむね5億円から6億円程度の価格であり、管轄人口が多いほど人口一人あたりの単価が小さい傾向である。

	管轄人口 (人)	タイプ	総事業費(千円)	人口 1万あたり 単価 (千円)
1	572,765	Ⅲ型	738,003	12,885
2	549,902	Ⅲ型	823,401	14,974
3	367,518	Ⅱ型	674,518	18,353
4	327,640	Ⅱ型	622,000	18,984
5	267,429	Ⅱ型	434,500	16,247
6	253,000	Ⅱ型	519,540	20,535
7	205,868	Ⅱ型	531,804	25,832
8	184,811	Ⅱ型	534,652	28,929
9	170,000	Ⅱ型	532,000	31,294
10	80,516	Ⅱ型	338,609	42,055



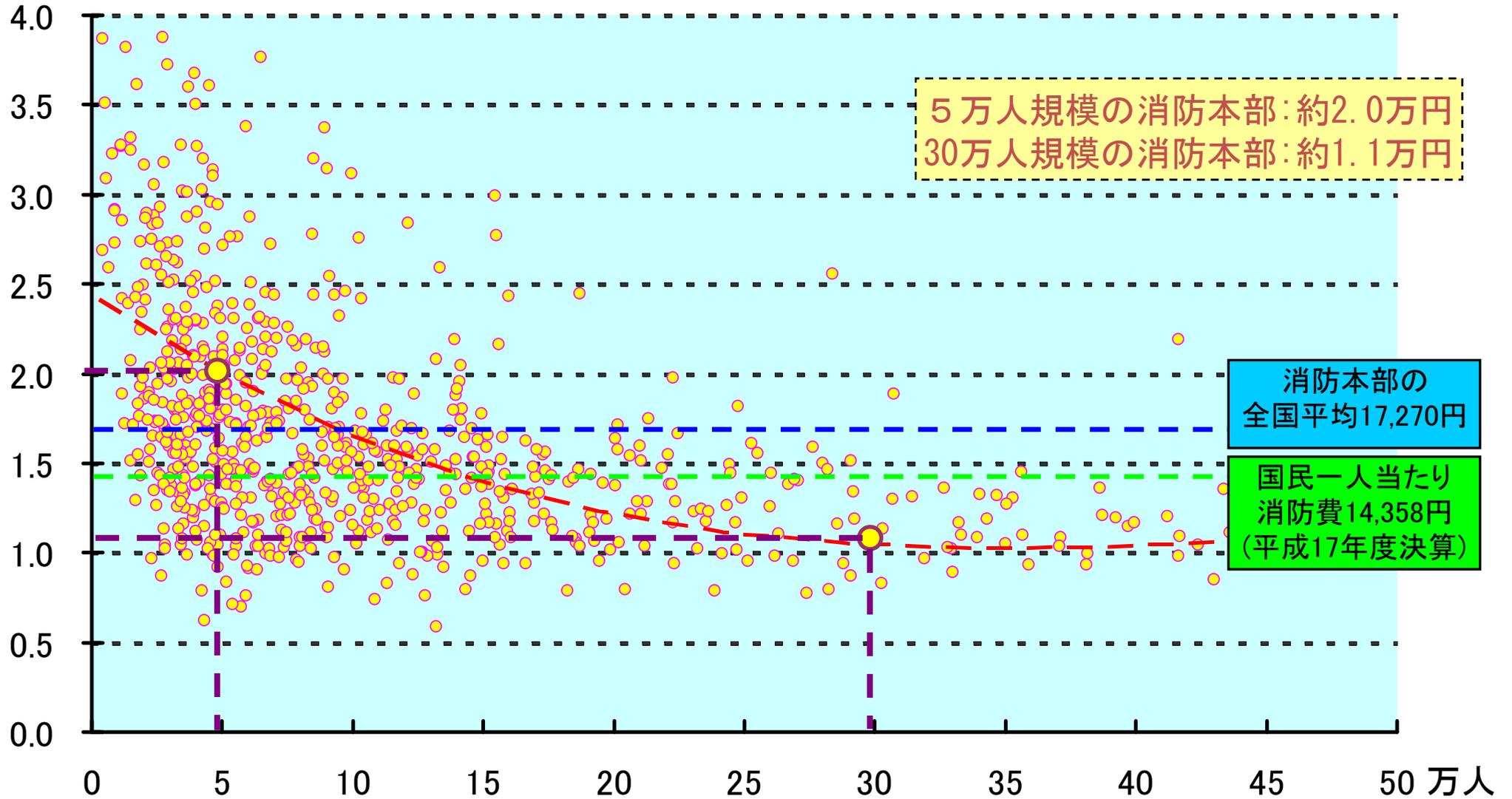
## 2 指令センターの配置人員一人あたりの人口及び着信件数例

管轄人口70万から140万くらいまでは人口の規模に関係なく、おおむね24人から30人程度の職員を配置している。また、管轄人口がこれを超えると配置人員は増えるが、配置人員一人あたりの人口や着信件数は増え、効率的な配置となっている。

	管轄人口（人）	着信件数	配置人員	一人当たりの人口	一人当たりの着信件数
1	12, 369, 234	1, 427, 202	222	55, 717	6, 428
2	3, 584, 428	263, 087	62	57, 813	4, 243
3	2, 626, 491	501, 924	61	43, 057	8, 228
4	2, 202, 259	161, 662	39	56, 468	4, 145
5	1, 882, 589	121, 618	33	57, 048	3, 776
6	1, 520, 000	189, 450	39	38, 974	4, 857
7	1, 470, 393	164, 555	45	32, 675	3, 656
8	1, 409, 535	97, 780	26	54, 212	3, 760
9	1, 322, 432	107, 071	26	50, 862	4, 118
10	1, 188, 883	73, 473	30	39, 629	2, 449
11	1, 080, 000	83, 000	28	38, 571	2, 964
12	1, 069, 207	71, 354	24	44, 550	2, 973
13	992, 414	96, 061	33	30, 073	2, 910
14	926, 763	77, 491	21	44, 131	3, 690
15	902, 848	104, 174	36	25, 079	2, 893
16	700, 317	45, 652	24	29, 179	1, 902

※ 配置人員 ～ 消防本部に配置する通信員の総数をいう。

# 消防本部の管轄人口一人当たりの予算額



資料：平成19年度版消防現勢（全国消防長会）

(注) 人口50万人以上及び人口一人当たりの予算額が4万円以上の団体は省略している。

## 広域消防と構成市町村等との連携確保のための一例

- 市町村の災害対策本部にあっては、管内情勢を熟知し、実際の災害現場の状況を逐次把握している消防本部の幹部がその構成員となることが、一つの有効な方法であると考えられる。
- 災害対策基本法上、市町村の災害対策本部の構成員となるためには、当該市町村の職員である必要がある。  
→ したがって、**組合消防の場合、当該組合消防の消防職員を災害対策本部の構成員に任命するためには、前もって、その消防職員を市町村の職員に併任しておくことが必要**。
- 具体的には、市町村の域内の**消防長、消防署長等を当該市町村の職員に併任**することが想定される。
- さらに、広域消防と構成市町村等との連携確保のために、当該併任職員が、平時から構成市町村等の幹部会議等のメンバーとなり、実情報告、情報交換等を行うことも望ましいのではないかと考えられる。



### 【参考】 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4~7 (略)

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日消防庁告示第33号)(抜粋その1) 「組み合わせの基準とスケジュール」

### 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

#### (1) 都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

#### (2) 市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内(平成二十四年度まで)を目途に広域化を実現すること。

### 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

#### 2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

#### (1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

#### (2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日消防庁告示第33号)(抜粋その2) 「広域化後の消防」

### 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

#### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

#### 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合(以下「組合」という。)又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村(以下「構成市町村等」という。)との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

#### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

##### (1) 組合の方式による場合

ア 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

イ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

ウ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

エ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

オ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

カ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

キ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## (2) 事務委託の方式による場合

ア 委託料に係る基本的なルール

イ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

ウ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

## 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

## 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

ア 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

イ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

ウ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

エ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

## 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ア 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- イ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ウ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- エ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- オ 総合的な合同防災訓練の実施
- カ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- キ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

## 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

# 消防広域化の方式

## ○制度の概要

### 「 一部事務組合 」

普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。

## ○経費の負担

組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。

## ○制度の概要

### 「 事務の委託 」

普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務の委託の成立により事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。

## ○経費の負担

委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

## ○制度の概要

### 「 広域連合 」

地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

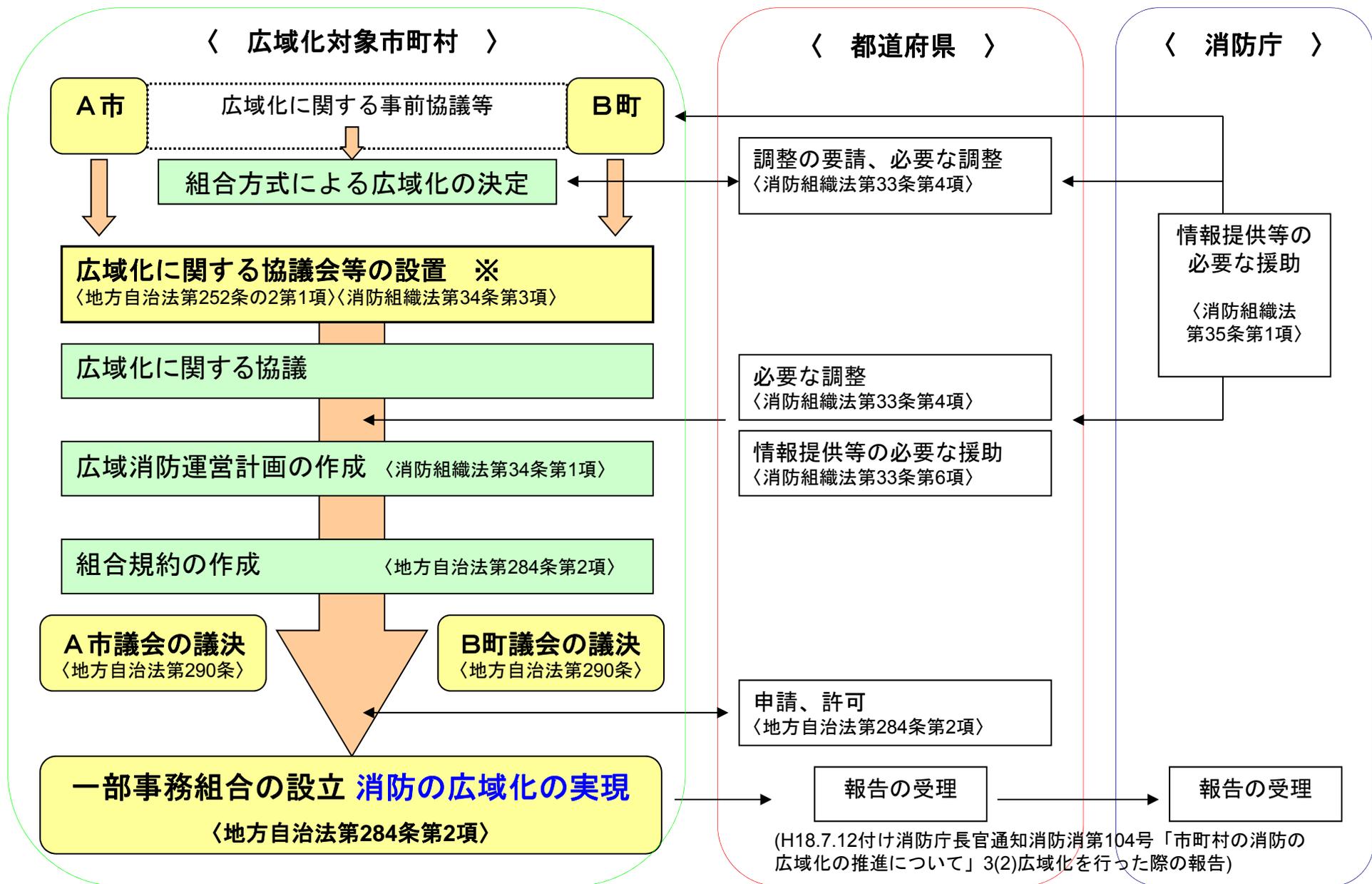
一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該広域連合が制定することとなる。

## ○経費の負担

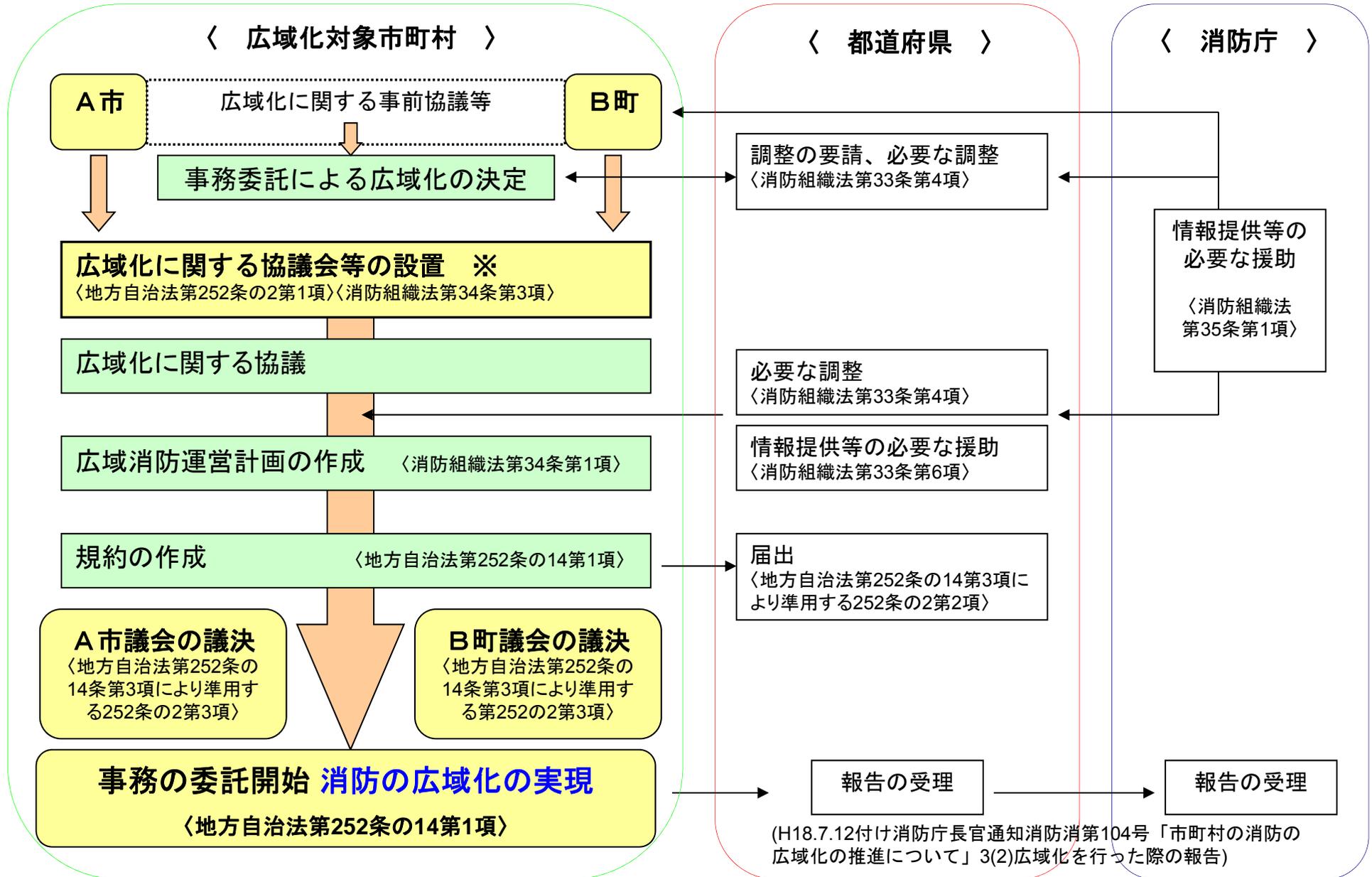
広域連合の経費は、規約の中で定める。広域連合の構成団体が分担する場合は、その割合を構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他客観的な指標に基づき定める。

# 一部事務組合の設立



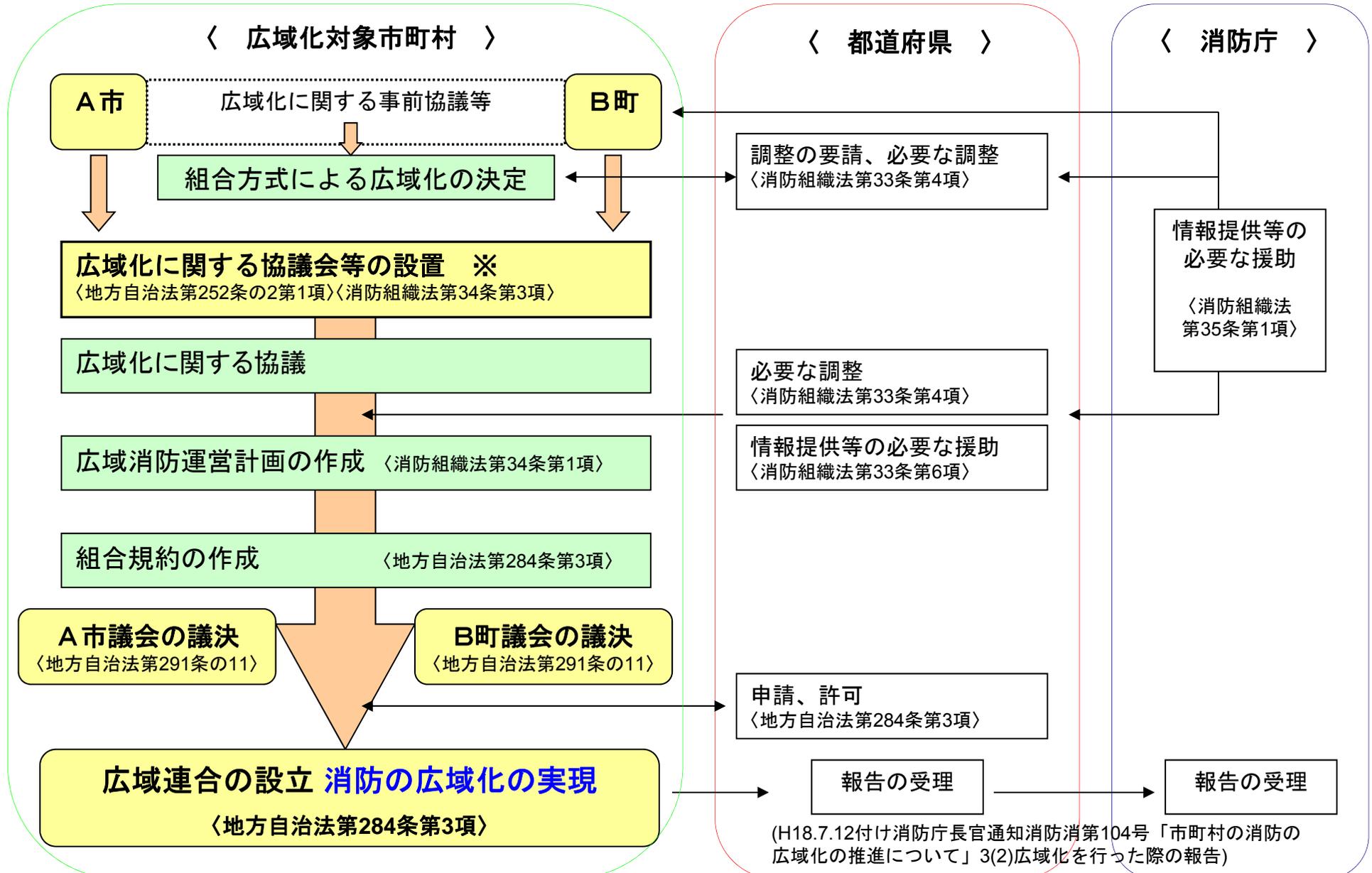
※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

# 事務の委託



※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

# 広域連合の設立



※ 地方自治法第252条の2に規定する協議会を設ける場合は、別途関係市町村の協議による規約の策定、関係市町村議会の議決、都道府県知事への届出等が必要となる。

# 消防広域化の推進体制について

## 消防広域化推進本部

### 構成メンバー

- 本部長：消防庁長官
- 本部長代理：消防庁次長
- 副本部長：国民保護・防災部長、審議官、  
消防大学校長、消防研究センター所長
- 本部員：消防庁各課室長

### 幹事会

- 代表幹事：消防・救急課長
- 副代表幹事：対策官
- 幹事：本部員を構成する各課室の理事官又は課長補佐  
相当職にある者及び代表幹事が指名する者

### 事務局

- 消防・救急課が担当
- ・ 広域化推進専門官
  - ・ 広域化推進係

### 広域化推進相談窓口

消防・救急課長を長とし、  
広域化推進係を窓口とする。

連絡方法： 03（5253）7522（消防・救急課直通）

# 広域化の推進に係る消防庁の取組状況

## 1. 《消防広域化セミナーの開催》

広域化の意義、必要性等の説明の他、広域化推進アドバイザーの派遣を含め、広域化対象市町村への具体的な助言等を実施

○ 消防広域化セミナー等開催実績(平成18年度～平成23年2月1日)

※ 全国会議等での説明会、シンポジウムの開催のほか、20年度から23年度にかけて39回開催、3,284名が参加。

## 2. 《広域化推進運動の実施》

広域化推進協議会等に出席する市町村長等や県の幹部(副知事等)に対し、消防庁の幹部(審議官、消防・救急課長等)より広域化の意義、取組状況等を説明し、広域化の推進を依頼。

○ 広域化推進運動開催実績(平成20年度～平成23年2月1日)・平成20年度以降、29回の推進運動を実施。

## 3. 《消防広域化推進アドバイザーの派遣》

広域化の経験者及び広域化推進協議会等の職員を、広域化セミナーを含め、要望団体へ派遣し必要な助言、情報提供等を実施。

○ 広域化推進アドバイザーの派遣実績(平成19年度～平成23年2月1日)・平成19年度以降、65回の派遣を実施。

・登録アドバイザー14名(広域化実現組織8名、協議会委員等6名)

## 4. 《その他各種資料の作成・配付等》

○HPでの情報提供、パンフレットの作成・配付(50,000部)

○「消防広域化推進事例集」の作成・配付(広域化に至る経緯、概要、メリットと今後の課題を中心に紹介)

○「消防の広域化の手引き」の作成・配付(具体的な検討を行うための参考資料として、冊子及びCD-ROMを配付)

## 5. 《実態調査等》

○都道府県ヒアリング、実態調査の実施(平成18年8月以降、全国の広域化の進捗状況の把握や広域化検討団体への助言等を目的として、これまでに計12回実施。)

○消防広域化推進本部(本部長:消防庁長官)の開催(平成18年7月以降、これまでに計14回開催し、広域化の進捗状況の把握や今後の推進方策の検討など、都道府県及び市町村の広域化の取組を支援。)

※「基本指針」で定める平成24年度までの広域化の推進期限に向けて、都道府県と連携しつつ、広域化が計画されている各ブロックで協議が着実に進展するよう、地域からの個別、具体的な相談に応じながら、必要な支援を実施。20

# 消防の広域化に対する財政支援措置（平成23年度）

市町村の消防の広域化への取組を支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

## 市町村分

### 1 広域消防運営計画の作成経費

- 消防の広域化に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費について、一圏域当たり5,000千円（ただし、一圏域当たりの市町村数が10を超えるときは、一市町村当たり500千円）を特別交付税において措置

### 2 消防の広域化に伴い必要となる経費（消防広域化臨時経費）

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置

- (1) 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
- (2) 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- (3) 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- (4) その他広域化整備に要する経費

12月分

### 3 消防署所等の整備

#### (1) 一般単独事業

ア 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援（告示に基づく広域化の期限（平成24年度）後の新規事業から廃止）

イ 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援

#### (2) 消防広域化対策事業（防災基盤整備事業）

消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援

### 4 消防通信・指令施設の整備（国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業として平成28年度までに完了する以下の事業）

- (1) 消防救急デジタル無線で原則都道府県域を一ブロックとして整備するもの
- (2) 高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するもの

地 方 債	充当率	元利償還金の交付税算入率
一般単独事業債	90%	30%
一般単独事業債	90% [通常75%]	—
防災対策事業債	75%	30%
防災対策事業債	90%	50%

### 5 その他

消防組織法の規定に基づき、消防の広域化を行う市町村の消防防災施設等の整備については、平成23年度の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を特別に考慮して配分することとしている。

## 都道府県分

### 1 消防広域化指導経費

広域化対象市町村に対して、広域消防運営計画の作成等に関する情報提供や助言等を行うために必要とする経費について、普通交付税において措置する。

# 消防署所等の整備に係る財政措置の概要

## 対象団体

広域化対象市町村等（推進計画に基づき平成24年度までに広域化を行った又は行う広域化対象市町村若しくはその加入する一部事務組合又は広域連合）

## 対象事業

市町村の消防の広域化に伴い、消防力の整備指針に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センター（以下「消防署所等」という。）の整備事業であって、当該広域化後5年度以内に完了する次の事業

- (1) 市町村の消防の広域化に伴い、消防ポンプ自動車等を配置するために必要となる消防署所等の増改築
- (2) 市町村の消防の広域化に伴い必要となる指令センターの増改築
- (3) 市町村の消防の広域化に伴い統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

なお、上記に掲げる事業のうち敷地や建物の構造上の制約から(1)若しくは(2)の消防署所等の増改築が困難なとき又は準市街地が新たに市街地になる場合に広域化後の市街地に消防署所等を設置することが必要となるときにおいては、新築が対象です。※

## 財政措置

一般単独事業債（一般事業）の充当率を90%とし、後年度にその元利償還金の30%を普通交付税の基準財政需要額に算入

一般単独事業債 90%

(交付税算入率 30%)

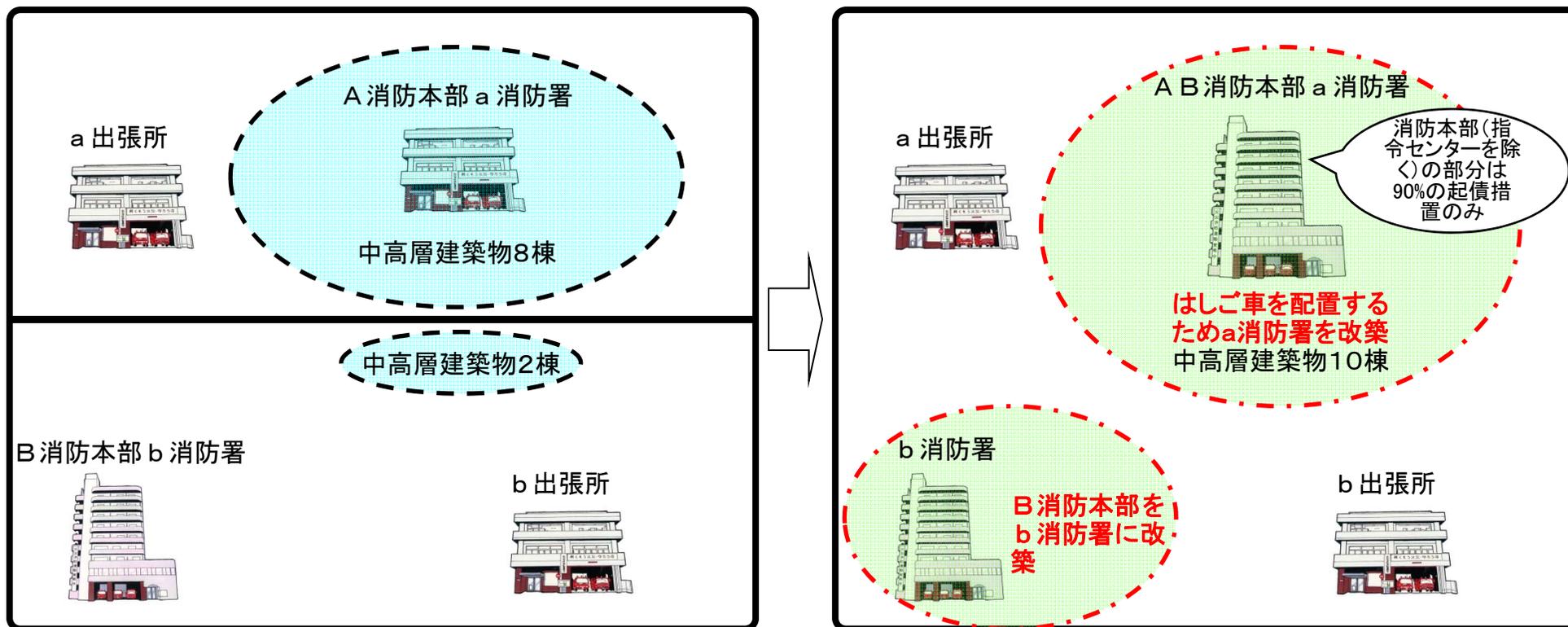
一般財源  
10%

※ ただし、市町村の消防の広域化前における消防署所等の配置が消防力の整備指針を満たしていない広域化対象市町村等において消防署所等を新築する場合には、市町村の消防の広域化に伴う消防本部機能の統合等の効率化により生み出された人員によって現場活動要員を増強して消防ポンプ自動車等を配置するために必要となる場合に限られます。事業の実施にあたっては、消防本部（指令センターを除く。）、職員宿舎及び老朽化や耐震化等のための消防署所等の増改築並びに用地の取得経費については、対象とならないものです。

# 消防広域化事業の対象事業(増改築)

## 消防署所等の増改築のイメージ

消防の広域化によって、「消防力の整備指針」上の「中高層建築物」が10棟を超え、はしご車を配置する必要が生じ、はしご車を格納するためにa消防署を改築する必要が生じた。



<参考> 消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)

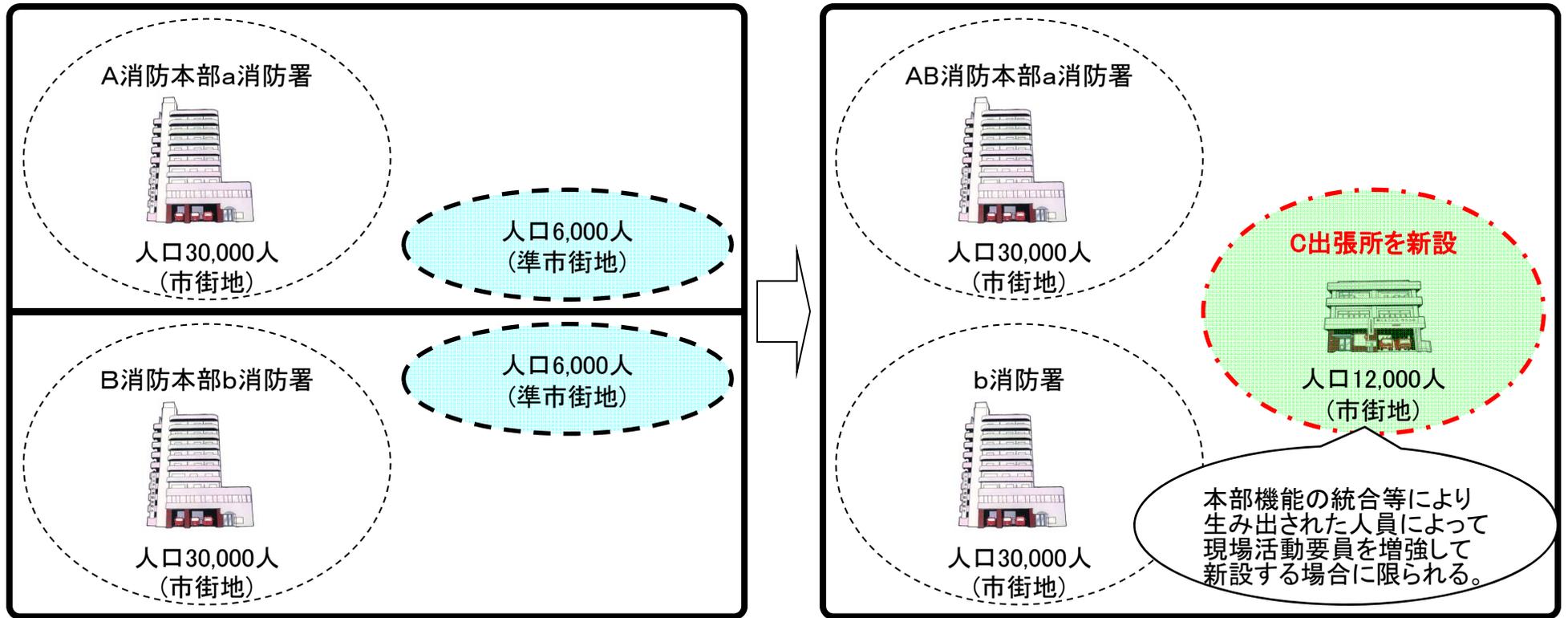
(はしご自動車又は屈折はしご自動車)

第9条 高さ15メートル以上の建築物(以下「中高層建築物」という。)の火災の鎮圧等のため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね10棟以上、又は令別表中(1)項、(4)項、(5)項イ及び(6)項イ等に掲げる防火対象物のうち中高層建築物がおおむね5棟以上ある場合には、はしご自動車又は屈折はしご自動車1台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りではない。

# 消防広域化事業の対象事業(新築)

## 消防署所等の新築のイメージ

消防の広域化によって、「消防力の整備指針」上の「準市街地」が「市街地」となり、消防力の強化による住民サービスの向上を図るため、新たに署所を設置する必要が生じた。



<参考> 消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率(略)がおおむね10パーセント以上の街区の連続した区域内の人口が1万以上のものをいう。
- (2) 準市街地 建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率がおおむね10パーセント以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000以上1万未満のものをいう。

(署所及び市街地に配置する動力消防ポンプの数)

第4条 市街地(略)には、署所を設置するものとし、その数は、別表第1に掲げる市街地の人口について同表に定める数を基準として、地域における、地勢、道路事情、建築物の構造等の事情(略)を勘案した数とする。